

入札監理小委員会
第489回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第489回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成30年1月19日(金)14:46～16:57

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 事業評価(案)の審議

- 業務システムに係るサーバ機器等賃貸借・保守及び運用支援業務((独)国立科学博物館)
- ネットワークシステムの運用管理支援業務(宮内庁)
- 本省行政情報ネットワークシステムの運用管理業務(国土交通省)

2. 実施要項(案)の審議

- 情報システムの総括運用管理支援業務((独)日本芸術文化振興会)
- J F - N E T運用管理支援等業務((独)国際交流基金)

3. その他

<出席者>

(委員)

石堂主査、井熊副主査、梅木副主査、大山専門委員、小尾専門委員

(独立行政法人国立科学博物館)

経営管理部 佐藤次長

事業推進部 広報・運営戦略課 林課長

(宮内庁)

長官官房 秘書課 調査企画室

梶ヶ谷室長、小針室長補佐、志賀情報技術専門官、大屋係長

長官官房 用度課 相馬課長補佐、平山係長

長官官房 主計課 大塚係長

(国土交通省)

総合政策局 行政情報化推進課 増山課長、小野専門調査官

(独立行政法人日本芸術文化振興会)

総合企画部 情報推進課 田畑課長、岩淵係長

総合企画部 契約課 小室課長、亀田課長補佐

(独立行政法人国際交流基金)

総務部 システム管理課 高橋課長、田村課長補佐

総務部 総務課 稲見課長

経理部 会計課 平林課長

(事務局)

栗原参事官、池田参事官

○石堂主査 それでは、ただいまから第489回入札監理小委員会を開催します。

本日は、独立行政法人国立科学博物館の業務システムに係るサーバ機器等賃貸借・保守及び運用支援業務の事業評価(案)、2番目に宮内庁のネットワークシステムの運用管理支援業務の事業評価(案)、3番目に国土交通省の本省行政情報ネットワークシステムの運用管理業務の事業評価(案)、4番目に独立行政法人日本芸術文化振興会の情報システムの総括運用管理支援業務の実施要項(案)、5番目に独立行政法人国際交流基金のJF-NET運用管理支援等業務の実施要項(案)の審議を行います。

最初に、独立行政法人国立科学博物館の業務システムに係るサーバ機器等の賃貸借・保守及び運用支援業務の事業評価についての審議を始めたいと思います。

事業の実施状況について、独立行政法人国立科学博物館経営管理部、佐藤次長より、ご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○佐藤次長 国立科学博物館の次長の佐藤でございます。今日は、私のほかに広報・運営戦略課長の林が参っておりますので、2人で対応させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料に沿いましてご説明をさせていただきますけれども、まずは資料1をごらんいただければと思います。私どもの入札等監理委員会で対象となっている事業でございますけれども、表題にありますように、業務システムに係るサーバ機器等の賃貸借、保守、それから、運用支援業務というものでございます。

1番の事業の概要でありますけれども、科博の業務システムに係るサーバの機器等賃貸、保守及び運用支援ということで、1つ目は、賃貸借及び設定ということで、その1つとして、業務システムに係るサーバ機器等の賃貸借というのがございます。2つ目として、OSやソフトウェアの調達といったものがあります。

それから、大きく2つ目として、保守及び運用支援ということで、サーバ等機器とソフトウェアの保守。それから、クライアント端末を含めた科学博物館ネットワークに接続する機器等の運用支援というような業務内容になってございます。

業務委託期間は、平成26年12月1日から本年の11月30日までの4年間となっております。

受託事業者は、東芝情報システム株式会社、それから、IBJL東芝リース株式会社でございます。

受託事業者決定の経緯でございますけれども、平成26年5月に公告をいたしまして、入札参加希望者は3者ございました。いずれも資格要件を満たしてございましたので、提案書に基づき審議をいたした結果、東芝情報システム株式会社、それから、I B J L 東芝リース株式会社の2者が選ばれたということでございます。

続いて、次のページをごらんいただければと思います。業務に関する評価についてでございます。確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価ということで、まずは業務内容でございますけれども、実施要項の業務内容に示す業務を適切に実施しているかどうかということにつきましては、月次の報告をいただきまして、その報告内容を確認し、さらには支援業務の状況を把握した上で、適切に実施しているということで、サービスの質は確保されていると思っております。

それから、システムの稼働率でございます。各月ごとに97%以上というような指標を設定しておりますけれども、各月ともに100%ということでございますので、こちらについても、サービスの質は確保されていると思っております。

続いて、運用支援業務に関する利用者満足度調査結果というものを、毎年1回やっております。その結果ですけれども、基準のスコアとしては75点以上という指標を設定させていただいておりますけれども、27年度から3カ年にわたっては、75点以上を確保しているということでございます。27年度につきましては、平均スコアとして89点、続いて、28年度については、平均スコアは96点、それから、29年度については、平均スコアが97点ということで、毎年、少しずつではありますが、高くなっているような状況であります。

続いて、セキュリティ上の重大障害件数ということでございますけれども、当然、これは目標ゼロ件ということで、これについても特段の問題はなかったと。そういう意味では、管理体制は適切に機能していると思っております。

その次は、業務用電子計算機システム運用上の重大障害件数ということで、こちらもちろん目標はゼロで、重大障害件数はなかったということで、サービスの質は確保されている状況かと思っております。

次のページでございます。3の実施経費の状況、それから、評価についてでありますけれども、実施経費は26年12月からの4年間については、4年間総額で契約金額が1億2,960万円でありまして、これを単純に単年度平均にいたしますと、3,240万円でございます。

その前、平成22年からの4年間、前回経費比較でありますけれども、契約金額の4年間の総額としては、1億5,740万6,400円、単年度当たりには3,935万1,600円ということで、差し引きますと695万1,600円の減額になってございまして、節減率としては17.7%という状況になっており、経費削減の点でも効果があったと評価できるものと思っております。

続いて4番目に、民間事業者からの改善提案による改善実施事項というものがございまして、こちらは東芝情報システム株式会社からご提案いただいて、改善された事項でございまして。

1つ目といたしましては、バックアップ機能強化によるセキュリティー対策及び復旧利便性の向上ということで、ランサムウェア対策として、共有領域にバックアップを1週間置きに実施しているわけですが、そちらにつきまして、何かあった際に、1週間前のファイルから救済できる仕組みというものを構築していただいたというものでございまして。

2つ目といたしましては、セキュリティー対策の業務効率化でございまして。昨今、不正アクセスが随分増えているわけですが、第二GSOCから提供される不正アクセスを一覧にしたものを受託事業者提供し、館内から不正アクセス先にアクセスした者がいないかどうかという確認を手作業でやっていた状況がございまして、大体3,000件ぐらいのデータがあり、日数も相当数かかっていたのですが、ログを検索する作業を自動化するプログラムを受託事業者構築していただきまして、おおよそ1日、2日で済むようになったということで、こちらについても効率化が図られたという内容かと思っております。

最後、5の全体的な評価及び今後の事業ということでありますけれども、市場化のテストの導入は今回が初めてでありますけれども、事業全体を通じまして、①から⑤にあるような効果があったのではないかと考えております。

まず1つ目としては、業務に係る法令違反行為等は全くなかったということ。2つ目としては、私どもの職員のほか、外部有識者から成る民間競争入札評価委員会というものを設置させていただきました。その仕組みの中で実施状況の評価を受けてございまして、それに対してアドバイスもいただいたということがございまして。3つ目といたしましては、前回入札時は1者応札であったわけですが、今回については3者の応札があつて、公平な競争性が確保されたのではないかと。それから4つ目といたしましては、本事業の確保

されるべき質については、全て目標が達成されたということでもあります。それから最後に、経費面についても、先ほどご説明いたしましたとおり、17.7%の削減ということで、効率化、経済性が確保されたと思っております。

そういったことをもろもろ考慮いたしますと、次期事業においては、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に基づきまして、終了プロセスへ移行した上で、業務の質を確保できる実施要項により業務を実施していきたいと考えてございます。

もちろん、この市場化テストで得られた成果を生かしながら、今後のサービスの質の向上あるいはコストの削減も図っていくこととしたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いいたします。なお、説明時間は5分程度でお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局からご説明申し上げます。お手元の資料Aに沿って、ご説明を申し上げます。

まず1ページ目、Iの事業の概要等につきましては、先ほど国立科学博物館さんからご説明がありましたところですので、割愛させていただきます。

めくっていただきまして、2ページ目、IIの評価について、ご報告申し上げます。

まず、結論についてですけれども、本事業につきましては、終了プロセスに移行することが適当であると考えております。

評価の内容についてですけれども、まず（2）の対象公共サービスの実施内容に関する評価については、全ての項目で水準を満たしております。

次のページに進んでいただいて、3ページ目冒頭ですけれども、民間事業者からの改善提案ということで、2点の提案もなされております。

（3）実施経費については、17.7%の削減率となっております。

以上をまとめましたのが（4）の評価のまとめでございますが、以上の状況から、公共サービスの質の維持向上、経費の削減ともに達成できているものと評価できる状況でございます。

これらを踏まえまして、（5）今後の方針でございます。本事業の市場化テストは今期が1期目でございますが、先ほど、国立科学博物館さんからご説明がありましたとおり、①から⑤の事情がございまして、本事業については、市場化テスト終了プロセス及び新プロ

セス運用に関する指針Ⅱ. 1. (1) の基準を満たしており、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えております。

市場化テスト終了後の実施状況については、終了が認められた後においても、国立科学博物館さんみずから、公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていただくことを求めたいと考えております。

ご報告は以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び評価（案）について、ご質問、意見のある委員は、ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

○井熊副主査 ご説明、どうもありがとうございます。

実施内容については、良好な結果であるなど思っております。ただ、これまでの契約の経緯を見ますと、平成18年から22年のときに、2者とはいえ、一応、競争が成立した後、次の契約で1者になって競争が成立しなくなって、それで、年間の単価も上昇してしまっているわけですね。今回、次の入札でまた1者入札にならないようにするためにどのような策を講じられるか、もし、お考えがあればお聞かせください。

○佐藤次長 今回、600万ほどの減額になっているんですけども、この際も仕様書を変えまして、例えば一番大きなものは、やはり、ハードウェアの機能がかなり高度化しているということで、その部分で、例えばサーバは2台を1台にできるということもありまして、私どもが求めている最低限の性能を維持するような仕様にして、全体的な入札の件数が増えたということがあります。その前までは、今あるものをそのまま移行するような形をとっていたものですから、どうしても縛りがかかって、その分の作業費でお金がかかってしまうということがあったんですけども、前回からは、私どもの必要とする最低限の性能をカバーしていればいいという状況にしたものですから、その分、入札が増えているということで、それについては、今後も引き続きやっていきたいと思っております。

○井熊副主査 民間の自由度を確保する形で競争を維持していこうというお考えですね。

○佐藤次長 はい、そうですね。

○井熊副主査 はい、わかりました。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。

結果として非常にいい状態になっていると思いますので、終了プロセスに移行するという形でやっていっていただきたいと思います。

それでは、本事業の評価（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局、何かございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 それでは、本日の審議を踏まえ、市場化テストから終了プロセスに移行するというので監理委員会に報告をいたします。本日はどうもありがとうございました。

○佐藤次長 ありがとうございました。

○石堂主査 どうもありがとうございました。

(国立科学博物館退室・宮内庁入室)

○石堂主査 それでは続きまして、宮内庁のネットワークシステムの運用管理支援業務の事業評価（案）についての審議を始めたいと思います。

最初に、事業の実施状況について、宮内庁長官官房秘書課調査企画室、梶ヶ谷室長より、ご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○梶ヶ谷室長 宮内庁調査企画室の梶ヶ谷と申します。本日はよろしくお願いいいたします。着席させていただきます。

それでは、お手元の資料、宮内庁ネットワークシステムの運用管理支援業務の実施状況（案）について、ご説明させていただきます。

まず1番、事業の概要の（1）業務内容でございますが、①運用管理手順書等の作成を初めとして、システムの運用監視に関する業務、情報セキュリティに関する業務、ヘルプデスク業務など、14の項目を記しております。いずれもネットワークシステムに関する一般的な業務であると認識しております。

次に、（2）、契約期間ですが、平成27年2月1日から平成31年3月31日までの50カ月でございます。

（3）受託事業者は、新日鉄住金ソリューションズ株式会社でございます。

（4）実施状況評価期間につきましては、契約開始である平成27年2月1日から平成29年9月30日までの間について、評価を実施しております。

次のページにいきまして、（5）受託事業者決定の経緯でございますが、今回、残念ながら、入札参加者は1者でございました。この問題点については、改めて、後ほど述べさせていただきますが、入札価格が予定価格の範囲内であったので、最低価格落札方式により、新日鉄住金ソリューションズ株式会社落札者となったものであります。

次に、2番、確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価でございます。表の評価事項の欄に沿って説明させていただきますと、最初の本業務の内容でございますが、月次及び週次報告により本業務を適切に実施しており、サービスの質は確保されていることを確認しております。

次に、項目として4つございまして、本業務の回答時間、障害連絡時間、作業遅延の件数、運用要領・運用計画の遵守がございまして、これらはサービスレベルアグリーメントの内容となっているものでございまして、それぞれ定められた要求水準を満たしており、サービスの質は確保されているという評価をしております。

4ページにいきまして、本業務のユーザー利用満足度調査の結果でございますが、アンケートの項目別に、それぞれ基準点である75点を大きく上回っておりますので、サービスの質は確保されていると評価をしております。

次に、3番、実施経費の状況及び評価でございます。

(1) 今回の実施経費につきましては、平成27年2月1日から平成31年3月31日までで7,350万円、これを1年間に換算した場合は1,764万円となります。

そして、(2) 前回経費比較でございますが、市場化テスト導入前の平成26年4月1日から平成27年1月31日までで1,425万円、これを1年間に換算した場合は1,710万円となります。

これらを比較しますと、今回の実施経費は前回の経費よりも54万円増えて、3.2%の増となっております。この3.2%増加していることの評価ですが、今回は、実施期間中に宮内庁ネットワークシステム及び宮内庁WAN回線サービスの更新が予定されていたという要因が大きかったと考えています。ネットワークシステムについては、まさに本件業務の直接の対象となるものでございまして、WAN回線サービスにつきましても、影響の大きいものでございます。前回は、こういったものはございませんでした。ただ、このような違いがあるということから、金額面でどうなるかについて、定量的な評価を客観的に行うことは、なかなか難しいところはございます。それでも、何らかの評価はしてみたいということで検討してみたところ、まず、仕様書で求めている運用管理責任者の資格要件、プロジェクトマネジャー等に照らしますと、1日当たりの単価は7万5,000円となるであろうと考えました。また、作業量について、一般論として事業者に聞いてみたところ、ネットワークシステムの更新への対応で26日、WAN回線関係では18日くらいとのことでありまして、これらに基づいて12カ月に換算しますと、79万2,000円になりま

す。そうすると、今回、54万円で済んだのはリーズナブルであったと評価することもできるのではないかと考えています。

次に、5ページ目の4. 民間事業者からの改善提案による改善実施事項等についてでございます。

まず1つ目は、①宮内庁ネットワークシステムに関するセキュリティー関係の対応フローチャートの提案・整備です。インシデント発生時には、必要となる対応について、迅速かつ漏れなく行う必要がありますので、フローチャートを整備し、共有できたことは、意義のあるものと考えております。

2つ目は、当庁担当から依頼する業務として、ソフトウェアのインストールなどがありますが、そういったものの手順や書式を整備することで、当庁担当と運用管理支援業者双方の負担軽減ということも実現できております。

次に、5番、全体的な評価でございます。これまでの説明と重複しますが、月次及び週次報告等により運用管理支援業務の状況を確認したところ、同業務に起因する情報漏えいや重大障害は発生しておりませんし、サービスレベルアグリーメントの全項目において、要求水準を満たしております。

また、ヘルプデスク業務の利用者に対するアンケート調査でも、基準スコアの75点を大きく上回る平均88.5点に達しております。

これらを踏まえますと、全体的な評価として、実施要項で設定したサービスの質は確保されていると評価することができると考えています。

次に、6番、今後の事業でございます。(1)として、事業全体を通じた実施状況を記載してございますが、(1)の①と④と⑤につきましては、これまでにご説明させていただいたことと重なりますので、割愛させていただきます。

②実施状況について、当庁担当の政府CIO補佐官の意見を聞くほか、外部有識者として当庁担当外の政府CIO補佐官の意見も聞くこととしておりまして、先日、ご意見をお伺いすることができました。ご指摘としては、まず、役割分担でございます。運用管理支援業者と個別の機器やシステムの調達業者、宮内庁の役割を、仕様書上、さらに明確にするように努めるべきではないか。それと、ヘルプデスク業務についてでございますが、習熟度や対応能力を図るためには、エスカレーション率を見るという方法もありますといったご指摘をいただいております。

次に、③についてでございます。本事業入札に当たっては、入札参加資格の緩和を行う

などの工夫をしましたが、応札者が1者のみという結果になりました。そこで、実施要項を受領しつつ、応札しなかった13者に、その理由を問い合わせたところ、7者から回答がありまして、他の入札案件と重複しなければ入札可能であったというお答えもありましたが、問題点として、引き継ぎ期間が十分でないこと、要員の確保が困難であること、既存の業者、これは宮内庁ネットワークシステムの調達業者でもあるわけですが、既存の業者の優位性が高いといったご指摘がございました。

これらの指摘を踏まえた上で、(2)次期事業の実施についてですが、1者応札の改善のため、幾つかの対策を考えております。1つ目は、できるだけ早期に、幅広く声をかけるということであります。2つ目は、十分な引き継ぎ期間のさらなる確保でございます。今回も努力はしていたところでありまして、契約締結日から業務開始日までの期間で比較いたしますと、前は14日間であったのに対して、今回は57日間となっていたわけですが、さらなる努力をしていきたいと考えております。3つ目は、これが一番大きな対策であると考えておりますが、宮内庁ネットワークシステムの基盤システムと運用管理支援業務を統合して調達するということでもあります。応札しなかった事業者からの指摘として、既存の業者、すなわち、宮内庁ネットワークシステムの調達業者の優位性ということがありました。この優位性といいますのは、例えば習熟期間が不要ということがありますし、運用管理支援業者と調達業者との連絡調整の面などでもより効率的に運用できるということがあるわけで、もちろん、事業者の立場でそういった優位性を活用することはそれ自体正当なことでありますが、改めて、標準ガイドラインにおいて合理的な調達単位の検討ということが示されていることを踏まえて、関連する調達の状況に着目して検討した結果、業務の効率化、障害対応の迅速化にも資する形での整理、集約が可能ではないかということになりました。すなわち、これまでは宮内庁ネットワークシステムに関連する調達として、宮内庁ネットワークシステムの調達とWAN回線サービスの調達、インターネット接続サービスの調達、運用管理支援業務の調達の4つがありましたが、このうち、最初の宮内庁ネットワークシステムの調達については、ネットワーク機器などネットワークに関する部分と、ここでは基盤システムと称しておりますが、サーバに関する部分とで大きく分けることが可能です。そこで、宮内庁ネットワークシステムの前者の部分については、WAN回線サービスとインターネット接続サービス、これらとまとめて調達を行うこととしまして、後者の部分については、運用管理支援業務とまとめて調達を行うことを考えています。これによって、入札による実質的な条件の公平性も図れるのではないかと考えてい

ます。

本事業について確保されるべきサービスの質については十分達成できたと考えているのですが、入札については、1者だけの応札であったことから、競争性の確保については、なお、改善の余地があると考えており、次期調達に当たっては、以上述べましたような対策を実施して、競争性の確保に努めることとし、引き続き、市場化テストを継続することとしたいと考えています。

当方からの説明は以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。よろしいですか。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いいたします。なお、説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 本事業に係る評価（案）について、資料Bに基づいて、ご説明いたします。

事業の概要等につきましては、先ほど、宮内庁さんからご説明がありましたので、詳細は割愛させていただきますが、今期の入札においては、1者が応札しており、落札者は新日鉄住金ソリューションズ株式会社でした。

評価の結論としましては、競争性の確保の観点において課題が認められ、改善が必要であることから、市場化テストを継続することが適当であると考えております。

当方では、宮内庁さんから提出された本事業の実施状況報告に基づき、サービスの質の確保、実施経費などについて、以下のとおり検討を行いました。

まず、確保されるべき質については、業務の適切な実施が行われ、ユーザーからの質問などに対する一次回答時間は1時間以内とすることが100%達成されるなど、サービスの質が確保されており、全て良好な結果を得られております。また、民間事業者からの改善提案により、フローチャートの整備がなされ、対応の改善や作業負担の軽減が図られ、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が本業務の質の向上に貢献したものと評価いたします。

次いで、3の実施経費については、市場化テスト実施前の従前経費と市場化テスト1期目の実施経費を1年間の換算で比較しますと、名目的には54万円の増額であり、率にしてプラス3.2%でありましたが、市場化テスト実施後の業務量増加を加味した場合には、定量的に評価が難しいところがあるという前提ではありますが、経費削減効果があったものと考慮されます。

5の今後の方針でございますが、本事業（市場化テスト1期目）の事業全体を通じての

実施状況は、1点目としまして、実施期間中に民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、また、業務に係る法令違反行為などの事案はなかったこと。2点目としまして、宮内庁では、外部有識者から事業実施状況のチェックを受けることとされていること。3点目としまして、入札においては、1者のみからの応札であったこと。4点目としまして、確保されるべき公共サービスの質において、目標を達成していたと評価できること。最後の5点目として、経費について、市場化テスト実施前と比較し、3.2%の増加であった。ただし、業務量の増加を考慮した場合には、実質上は経費削減効果があったものと考慮されること。

以上のことから、競争性において課題が残るため、次期事業については、引き続き改善策を講じつつ、市場化テストを継続して実施することが適当と考えます。

当方からの説明は以上です。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び評価（案）について、ご質問、ご意見のある委員は、ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。どうぞ。

○大山専門委員 ちょっと教えていただければと思うんですけども、運用員が責任者1名、作業員2名と書いてございますが、この人たちは全部、フルタイムでここにつくんですか。それとも、ほかとかけ持ちをしてもいいというようなことになっているんでしょうか。

○大屋係長 情報係長の大屋と申します。

ただいまの大山専門委員からの質問に対して、お答えいたします。まず、ご指摘のありました運用管理責任者と運用作業員2名のお話でございますけれども、運用作業員2名は、週5日間、庁内の情報管理室に常駐して業務を行っております。運用管理責任者につきましては非常駐でございますが、ただ、毎週1回、運用業務に係る定例会議を行っているわけですが、その際は宮内庁に来て、運用作業員とともに定例会議へ参加して、こちらの業務に係る打ち合わせをしているところでございます。

○大山専門委員 ありがとうございます。作業員の方のランクというか、何か資格を要求なさっていますか。

○大屋係長 運用作業員につきましては、調達仕様書にも明記されておりますけれども、宮内庁ネットワーク同等以上システムの企画、設計、開発、運用に関する業務に5年以上従事した経験を有すること、ヘルプデスクのみの実績は認めない、ITスキル標準V3 2

011におけるITサービスマネジメントの専門分野「オペレーション」で達成度指標及びスキル熟達度ともにレベル3に相当する知識、経験を有すること、また、ITガバナンスのフレームワークの知見を有することを証明するため、ITILファンデーション以上の資格を有し、証明できること。また、ウインドウズサーバ及びクライアント、リナックスサーバ等々の運用経験を有しており、必要なコマンドの操作、スクリプト及びバッチファイルの作成、正常動作確認ができる能力を有すること等々、必要な資格を求めています。

○大山専門委員 ありがとうございます。仕様書が手元になかったのでお聞きしたんですが、状況から見ると、そうすると、この費用は限界かな。そういう人たちを要求していると、もうそろそろ、これ以上下げるとい方向にいかなくなると思いますか、今、人が足らなくなっちゃっている状況もあるので、したがって、作業をする人の要求を下げれば、もうちょっと競争性が上がるかもしれないけど、今のままでいくと、なかなか難しくなっちゃうかもしれませんね。という感じがいたします。その辺について、そちらの方は作業の内容を具体的にご存じだと思いますので、そこから見て、その部分について手を打てば、もう少し競争性が上がるかなという感じはするんですけど、ちょっと厳しいかもしれませんね。1,764万で2人ですよ。1人管理者がいて、なかなか厳しくなっているかもしれませんね。すいません、きっと、そういうベンチマークをなされたほうが、ほかがそれぐらいの要求でどれぐらいでとっているかというのを見て、競争性を上げることも工夫なさってみるのがよろしいんじゃないかなと思います。

○大屋係長 はい。大山先生からの意見を受けとめまして、次期調達に向けて対応いたしたいと思います。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。

○井熊副主査 やっぱり、私もこの事業で、入札、競争性が成り立たない最大の理由はコストの問題で、1,000万円台で、発注額そのものがあまり大きくないという中で、民間が利益を確保できるようなものがない。今言ったようなことであれば、大体2.2人かかっているわけですよ。2.2人で1,200万で割って、一般管理費を出して、福利厚生費を出したら、その人らの年取って幾らになるんだろとなりまますから、やっぱり、発注する側も、競争させればコストは下がるということに期待し過ぎているんじゃないかなと思うんですよ。やはり、どうやって自由度を与えていけばコストが下がるのかという工夫を、発注側も仕様書の中に含めていかないといけないんじゃないかな。例えば、常駐を

もっと減らしていくとか、全て兼務でいいとか、そういうようなことも含めてやっていかないと、予算を拡大できないのであれば、やっぱり、民間がコストが下がる余地というのは、つくっていかないといけないのではないかなど。そんな意味で、最後のところにあった統合というのは、管理コストを平準化できますから効果があるかもしれませんが、そういうことで、必要な仕様を提示して、民間に競争させればコストが下がるということだけに、ちょっと依存し過ぎているんじゃないかなと思います。やはり、こうやればコストは下がるはずなんだ、競争は成立するはずなんだということを官側でもきちんと議論した上で、入札に対応するべきだと思います。

○大屋係長 ただいま井熊先生からいただきました意見につきまして、こちらの梶ヶ谷室長からも発言させていただきましたとおり、先日ご意見を伺いました外部有識者のご意見にも、運用管理支援業務と個別の機器システムの調達業者、宮内庁の役割を、仕様書上、さらに明確にするように努めるべきということがございまして、また、こちらの対応として、宮内庁ネットワークの基盤システムと運用管理支援業務を統合して調達することにより、多くの業者に対して実質的な条件の公平性を図り、競争性の確保を実現することを通しまして、今、井熊先生及び大山先生からいただきましたご意見を次回調達に反映していきたいと思います。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○小尾専門委員 今回、費用が増えた原因の1つに、途中でネットワークWANの更新があったという話だと思うんですが、もともとの仕様に、この作業を実際に請負業者がやるということが明記されていなかったか。

○大屋係長 お答えいたします。実施要項に、調達期間中のシステムの更新などにつきまして、どのようなものがあるかというのは明記いたしております。こちらの内容の明記というのは、市場化テストを始める前に、最初のときに、委員の先生方から、そのあたりの業務要件というのは明確に記載したほうがいいというご意見に基づきまして、記載させていただいてございまして。

○小尾専門委員 ヒアリングで、応札しなかった事業者さんから、ここの部分は何とかというような話は、特になかったということですね。業務量とか、過去やっていないわけで、その前の調達ではそこが含まれていなかったということで、その部分の業務量が見積もれないということから、あまり正確な金額がはじき出せないような話で応札ができなかったみたいな話は特に出していない？

○大屋係長 先生のご質問の趣旨のようなことで入札を諦める業者はなかったと思料します。と申しますが、始めるときに、委員の先生からのご意見も受けまして、調達に当たって、資料閲覧等の機会を設けまして、運用管理支援業務をしていただくシステムの完成図書等を閲覧していただいております。資料閲覧した業者は、そのような業務の内容を受けて判断をして入札に参加する、しないということ、あるいは金額の見積もり等を立てますので、見積もりは高いという判断はあるかもしれませんが、立たないという意味で諦めたということはないと思います。

○小尾専門委員 そういう意味では、仕様自体に問題があったわけではないような感じを受けますので、やはり、全体的な費用という問題だと思います。ほかの委員の先生方がおっしゃっているようなことを検討していただくのがいいかなと思います。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本事業の評価（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局、何かございますか。

○事務局 特にございませぬ。

○石堂主査 それでは、本日の審議を踏まえ、市場化テストを継続する方向で考えていきたいと思っておりますけれども、今、議論にありましたように、競争性が問題の主軸ということはそのとおりですけど、コストの部分で、競争性を増すためにも、発注側から仕様の見直し等によってコストが下がる要素がないかということを検討していただくのと、最終的に市場化テストを終了しましょうというときに、経費面で成果があったかということが問われるものですから、今回、発注単位を見直すという話になると、ますます、前回との比較がそう簡単でなくなってくるので、進める上で、どういう要素でコストの増減を考えていくかということも、並行して検討していただければよろしいのかなと思います。

それでは、市場化テストを継続する方向で監理委員会に報告いたしたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

○梶ヶ谷室長 ありがとうございました。

(宮内庁退室・国土交通省入室)

○石堂主査 続きまして、国土交通省の本省行政情報ネットワークシステムの運用管理業務の事業評価（案）についての審議を始めたいと思っております。

最初に、事業の実施状況について、国土交通省総合政策局行政情報化推進課、増山課長より、ご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いしたいと思います。

ます。よろしくお願いいたします。

○増山課長 国土交通省の増山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、お手元の資料3、「国土交通省本省行政情報ネットワークシステム運用管理業務」の実施状況について、ご説明させていただきます。

まず最初に、本事業の対象となっております国土交通省本省行政情報ネットワークシステムについて、簡単にご説明させていただきます。当該システムは、国土交通省本省内の各種サーバ及びパソコン端末を接続したローカルエリアネットワークとして、本省等の職員が行政事務を遂行するため、クライアントPCを用いて、業務資料の収集、作成、共有等を行うものでございまして、約5,400の端末が接続されております。本件は、このシステムを適切かつ効率的に運用する業務でございます。

それでは、1ポツの事業の概要ですが、別途調達したクライアントPC及びサーバを安定的かつ適切に稼働させるための運用管理業務並びに職員がシステムを利用する上での操作支援や各種問い合わせ及び障害等への適切な対応のために必要なヘルプデスクサービス業務でございます。これは、職員から業務時間内に電話等で受け付けました質問や操作に関する問い合わせの対応、また、別システム事業者等の各専門家のエスカレーション等を行っております。そのほか、FAQの作成等もでございます。

続いて、(2) 契約期間でございます。ここでございますように、平成27年2月1日から31年1月31日までの4年間となっております。

受注されてございますのは、富士通株式会社様でございます。

4番の実施状況評価期間でございますが、平成27年2月1日から29年10月31日までとしております。

次に、(5)の受託事業者決定の経緯でございます。入札説明会には8者、実際の入札には4者の参加がございました。4者の提案書を審査した結果、必要審査項目を満たしていることや、予定価格の範囲を換算して、総合評価方式で決定しております。

次に、2ポツ、確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価でございます。評価事項は3項目でございます。

まず初めに、業務内容でございます。月次及び週次報告により、業務内容を定期的に確認しており、本業務を適切に実施しているため、サービスの質は確保されているところを確認しております。

2つ目のサービスレベルアグリーメント(SLA)でございます。測定指標は5つござ

います。まず、1番上のA、問い合わせの回答率でございますが、利用者等からの問い合わせに対して、24時間以内の回答率が95%以上ということにしておりますが、各月ともこれを超えており、基準は満たしております。

次に、B、障害対応時間でございます。利用者から連絡や本システムからの異常通知による検出から、15分以内に一次切り分けをし、機器等の障害について、機器等調達業者に指示、支援を仰ぐ場合は、一次切り分けから15分以内に連絡することとしておりますが、15分を超えたことはございませんので、本項目も満たしております。

次に、C、作業遅延の件数でございますが、ここにございますように、ウイルス対策、セキュリティーパッチ適用等のセキュリティー管理、クライアントPCの設置、ソフトウェアインストール等の職員用端末管理、クライアントPCの貸し出し、設定、リストア等の貸し出し危機管理、アカウント登録、権限変更、削除等のアカウント管理、人事異動等に伴う課室班等庶務担当者及び組織コードの管理、IPアドレスの付与、DNSサーバへの登録等の構成管理の作業について、監督職員が示す期日までに完了させることとしておりますが、いずれも所定の期間内で完了しておりますので、本項目は満たしております。

次はD、ヘルプデスク利用者満足度調査でございます。これは年1回の割合で、利用者に対してアンケートを実施し、75点以上を維持することとしております。これまで、27年度、28年度の2回実施しておりますが、回答時間、説明のわかりやすさ、正確性、対応の各項目ともに75点を上回っており、本項目は達成しております。

Eの国土交通省本省行政情報ネットワークシステム運用上の重大障害件数でございますが、長期にわたり正常に稼働できない事態・状況及び保有するデータの喪失等により、業務に多大な支障を生じるような重大障害は発生させないこととしておりますが、運用上の重大障害はございませんので、本項目は満たしております。

3つ目の事項は、セキュリティー上の重大障害件数でございます。これは個人情報、施設等に関する情報その他契約履行に際し知り得た情報の漏えいを発生させないこととしておりますが、情報の漏えいはございませんでしたので、サービスの質は確保しております。

次に、3ポツ、実施経費の状況及び評価でございます。(1)実施経費につきましては、平成27年2月から31年1月まで、2億3,904万円、1年に換算した場合は5,976万円となっております。

(2)経費削減効果につきましては、市場化テスト導入前の経費と比較いたしまして、1年間に換算した場合で、削減額は2,124万円、削減率は約26.2%になっておりま

す。

(3) 評価といたしましては、経費削減効果はあったという評価をしております。

4番目の民間事業者からの改善提案による改善実施事項等でございます。

1番の利便性向上、2番のセキュリティー対策の強化、3番の運用の効率化といった観点から、事業者から5点ほどの改善提案がなされておまして、それらを我々で評価いたしました。業務にも反映しているところでございます。

5ポツの全体的な評価でございます。これまでご説明させていただいた内容をまとめますと、ヘルプデスク利用者に対する満足度のアンケート調査を実施したところ、業務2年目には、標準スコア75点を上回る87.3点になっておりました。また、項目別集計結果では、「満足」または「ほぼ満足」とする回答が83.7%、さらに、「普通」の回答を合わせますと、96.7%を占めていることがわかります。これを勘案すると、公共サービスの質の維持・向上が確保されているという評価をさせていただいたところでございます。

また、報告書等により運用状況も確認しております。本業務に起因する個人情報や機密情報、その他契約履行に知り得た情報漏えいと重大障害による業務に多大な支障を生じる事態は発生しておりません。本業務の効率化と品質向上並びに円滑化を図るため締結したSLAの保証値を見たとしております。

以上から、実施要項において設定したサービスの質は確保されており、本業務は、国土交通省本省行政情報ネットワークシステム運用管理業務の確実な実施及びシステムの利用者への安定的なサービス供給に資する目的が達成しているという評価でございます。

最後になりますが、6.今後の事業でございます。(1)事業の実施状況でございますが、ここにありますように、事業全体を通じた実施の状況は、①として、業務改善指示、法令違反を行った事案はなかった。②といたしまして、国土交通省では、外部有識者で構成された委員会による実施状況のチェックを受ける体制を予定しているということ。③といたしまして、本事業には、4者からの応札があり、競争性は確保されているということ。④として、対象公共サービスの確保されるべき質の達成状況も達成していること。最後に⑤として、経費につきましても、先ほどご説明いたしましたとおり、約26.2%の削減効果があったということでございます。

(2)次期事業の実施でございます。本事業は、総合的に判断して、良好な実施結果を得られていると考えておまして、次期事業におきましては、自ら公共サービスの質の維持、向上及びコスト削減を図っていくという形にさせていただければと思っております。

私からの説明は以上でございます。ご審議について、どうぞよろしくお願ひいたします。

○石堂主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いいたします。なお、説明時間は5分程度でお願いします。

○事務局 本事業に係る評価（案）について、資料Cに基づいてご説明いたします。

事業の概要等につきましては、先ほど国土交通省さんからご説明がありましたので、詳細は割愛させていただきますが、今期の入札においては、4者が応札しており、落札者は富士通株式会社でした。

評価の結論としましては、競争性の確保、サービスの質の確保、それから、実施経費において経費削減効果が認められることから、市場化テストを終了することが適当であると考えております。

当方では、国土交通省さんから提出された本事業の実施状況報告に基づき、サービスの質の確保、実施経費などについて、以下のとおり、検討を行いました。

まず、確保されるべき質については、業務の適切な実施が行われ、問い合わせの回答率や障害対応時間など、サービスの質が確保されており、さらに、ヘルプデスク利用者満足度調査結果についても良好な結果となっているなど、全て良好な結果を得られております。また、民間事業者からの改善提案により、問い合わせ対応の効率化やセキュリティー対策の強化などが図られ、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が本業務の質の向上に貢献したものと評価いたします。

次いで、実施経費については、市場化テスト実施前の従前経費と市場化テスト1期目の実施経費を1年間の換算で比較しますと、削減額が2,124万円であり、率にして、マイナス26.2%の経費削減効果が認められております。

今後の方針でございますが、本事業市場化テスト1期目の事業全体を通じての実施状況は、1点目としまして、実施期間中に民間事業者への業務改善指示などの措置はなく、また、業務に係る法令違反行為等の事案はなかったこと。2点目としまして、国土交通省において、外部有識者で構成された委員会において、事業実施状況のチェックを受けることとされていること。3点目としまして、入札において4者からの応札があり、競争性が確保されていたこと。4点目としまして、確保されるべき公共サービスの質において、目標を達成していたと評価できること。最後の5点目としまして、経費削減において、市場化テスト実施前と比較して削減率が約26.2%の効果を上げていたこと。

以上のことから、本事業については、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針のⅡ．１．（１）の基準を見たしており、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えます。

市場化テスト終了後の事業実施については、競争の導入による公共サービス改革に関する法律の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて、厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項などを踏まえた上で、国土交通省がみずから公共サービスの質の維持・向上及びコスト削減を図っていくことを求めたいと考えております。

当方からの説明は以上です。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び評価（案）について、ご質問、ご意見のある委員は、ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

私からひとつ、実施状況は非常によかったということで、1つだけ確認ですけれども、国土交通省さんの資料の最後の6ページの6．今後の事業の②に「外部有識者で構成された委員会による、実施状況のチェックを受ける体制を予定している」という表現があって、総務省の資料だと、「チェックを受けることとされている」と微妙に表現が違う。これはそういう体制はもうできていると考えていいんですか。

○増山課長 この事業、まだもう少しありますので、今年の秋冬の時点で委員会をつくりまして、そこで評価を受けようと考えております。

○石堂主査 やっぱり、案件ごと、その都度、構成するんですか。

○増山課長 はい、この案件のためにということで。

○石堂主査 はい、わかりました。

ほか、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○井熊副主査 内容的には大変良好な結果で、市場化テスト終了ということに全く異論はないんですけれども、これまでやってきたことが何か効果的だったのかということで、国土交通省さんの意見をここで伺いたいんですけれども、公サ法の適用をしたということと、あと、準備期間を延ばしたということ、資格を緩和したということとか、一般競争から総合評価に移行した、どのあたりが最も効果的だったのかなど。特に、まず説明会の参加者が大きく増えて、その中で、いろいろな条件を読み込んで、4者の事業者が参加をしたというようなことをやっている。そういったところを踏まえて、どういったことが効

果的であったと認識されているのか、もし、おわかりになる点があれば教えていただきたいなと思います。

○増山課長 事業者さんの都合なので、ちょっとわからないところもあるんですが、私どもとして効果的だと考えておりますのは、先ほど先生におっしゃっていただきました、これは参考資料にありますかね、参加資格を拡大したり、業務責任者の資格、実務経験を緩和したということ、あと、今まで単年度で調達しておりましたが、今回は国庫債務負担行為を活用して48カ月としたことによって、業務要員の確保の長期計画が立てやすかったということが大きな要因の1つではないかと考えております。

○井熊副主査 どうもありがとうございます。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。よろしいですかね。

それでは、本事業の評価（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局、何かございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 それでは、本日の審議を踏まえ、市場化テスト終了プロセスに移行するというところで監理委員会に報告させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○増山課長 ありがとうございます。

(国土交通省退室・日本芸術文化振興会入室)

○石堂主査 それでは、独立行政法人日本芸術文化振興会の情報システムの総括運用管理支援業務の実施要項（案）の審議を始めたいと思います。

最初に、実施要項（案）について、独立行政法人日本芸術文化振興会総務企画部情報推進課、岩淵係長より、ご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○岩淵係長 日本芸術文化振興会情報推進課の岩淵と申します。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、日本芸術文化振興会「情報システムの総括運用管理支援業務」における民間競争入札の結果等及び今後の対応について、ご説明をさせていただきます。お手元にございます日本芸術文化振興会「情報システムの総括運用管理支援業務」における民間競争入札の結果等及び今後の対応についてという資料に沿ってご説明させていただきますので、あわせてごらんくださいませ。

まず、これまでの経緯をご説明いたします。本件は、平成29年9月22日に入札公告

を行いまして、入札に必要な書類等を4者がダウンロードいたしまして、うち1者から競争参加資格確認申請書及び入札書の提出がございました。提出のあった1者は、現行請負業者である株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンターでございます。11月24日に開催した技術審査会におきまして、競争参加資格確認申請書の提出のあった1者について、当該資料を審査しました結果、必須審査項目を満たしていると認められました。11月30日に開札を行った結果、予定価格の範囲内で入札した者がなく、直ちにその場において入札者に2回目の応札の意思があるか確認したところ、辞退したことから、入札を終了いたしました。

入札終了後、入札に必要な書類等をダウンロードしたものの、応札しなかった全ての業者に対しまして、応札しなかった理由についてヒアリングを行いましたところ、要員確保が困難及び過去の契約金額が安価であったとの回答を得ました。

今後の対応といたしましては、契約期間を37か月から33か月に変更した上で、新たな入札として公告を行うとともに、予定価格の変更を行うこととしたいと考えております。

今後の入札日程は、1月31日入札公告、3月30日開札の予定でございます。

なお、本件の契約期間を4か月短縮することに伴いまして、現行請負業者との契約期間を4か月延長いたします。

以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

ただいまご説明いただきました本実施要項（案）について、ご質問、ご意見のある委員は、ご発言をお願いいたします。はい。

○井熊副主査 コストのところを見ると、ほとんど人件費だけなんです。役務のところにも集中をしていますので、やっぱり、常駐しているのと同程度ぐらいのサービスを提供してくれる人がいれば常駐しなくてもいいとか、そういうコストを下げるといふのは考えられないんですかね。どうしても1人の常駐は絶対外せないということですよ。

○田畑課長 そうですね。

○石堂主査 今、井熊委員の質問の関係で言うと、入札に参加しなかった理由として、「要員確保が困難」というのがあって、その続きで、「過去の契約金額が安価」というのもありますから、確かに人を確保するための価格次第ではというところもあるのかもしれないけれども、やっぱり、1人だから、もうこれじゃだめと言われると、そうかなというような気もするんですけどね。やっぱり、人件費のかけ方というか、そこら辺の見直しという

のは、もう余地がないから、いわば予定価格を再検討する方向でしか考えられないというご意見ですかね。

○田畑課長 実際にはヘルプデスク業務ですので、勤務時間内に、どういった問い合わせ、それから、どういったトラブルがあるかということがありますので、1名は確実にいていただかないと対応ができないかなと考えております。そういったところですね。

○石堂主査 あと、これまでも入札がうまくいかなかったので、今の契約を若干延長して、その間で考えてというのはあるんですけども、今回、4カ月というのは、やっぱり、再度の入札を考えると、これに何日、これに何日と、手続きを追っていった結果だと理解してよろしいですか。

○岩淵係長 調達期間と、それから、落札者が履行までに行う準備期間も考えまして、その中で積み上げていった結果、4カ月ということにしております。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○梅木副主査 大阪における現地の対応要件が厳しいというコメントがあって、それで辞退した方もいらっしゃるということですけども、具体的にどういう要件であって、そのあたりはどういうふうに変えられる予定なのかというところをご説明いただいてもよろしいでしょうか。

○岩淵係長 それでは、ご説明いたします。

こちらにつきましては、常に大阪に在住していて、大阪ですぐに対応するというのではなくて、実際に人員がいるのは東京でも構わないので、運用管理要員の指示を受けてから2時間以内に対応を開始するというような形で要件をやわらげまして、東京にいて、そこから移動して大阪で対応するということでも構わないということにさせていただいております。

○梅木副主査 わかりました。ありがとうございます。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。特にいいですかね。

実施要項（案）の審議と申し上げましても、現行の実施要項（案）を4カ月延長することと、次期の要項（案）をいわばその期間押してやるという内容ということでございますので、本実施要項（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局、何かございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審

議は終了したものととして、今後の実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告、資料の作成については、主査である私にご一任していただきたいと思いますが、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、今後、実施要項の内容等について、さらに何か疑義等が生じた場合には、事務局から委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

あと、委員の先生方におかれまして、今後、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○岩淵係長 ありがとうございます。

（日本芸術文化振興会退室・国際交流基金入室）

○石堂主査 それでは、独立行政法人国際交流基金のJ F - N E T運用管理支援等業務の実施要項（案）の審議を始めたいと思います。

最初に、実施要項（案）について、独立行政法人国際交流基金総務部システム管理課、高橋課長より、ご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○高橋課長 システム管理課の高橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今回の入札の概要について、お手元にごございます資料に基づいて、説明をさせていただきたいと思います。いただいた時間が15分以内でございますので、ポイントを押さえながら、簡潔に説明したいと思います。

まず冒頭、簡単に、国際交流基金の概要を説明いたします。国際交流基金は、外務省所管の独立行政法人でございます。

事業の内容については、大きく分けまして3つの柱がございます。1つ目は海外の日本語教育支援、2つ目は文化・芸術交流事業、3つ目は日本研究・知的交流の促進でございます。

また、施設については、東京都新宿区に本部がございますが、建物が3カ所に分散している状況でございます。

そして、附属機関として2カ所、埼玉県さいたま市と大阪府泉南郡に、それぞれ研修所

がございます。さらに、京都支部があり、建物の区分ですと、計6カ所になります。また、海外には拠点が23カ国、24カ所ございます。

今回ご審議いただく入札案件は、このうち、国内6カ所の事務所に勤務している役職員が利用している執務用コンピューターネットワークであるJ F - N E Tが安全かつ安定的に利用可能になるよう、運用管理支援を行っていただける事業者を調達するのが目的でございます。

事業の規模及び業務内容といたしましては、常駐要員2名を基金本部ビルに配置し、期間は平成30年10月から平成34年9月までの48カ月間、ユーザー数約550名、サーバ台数約100台、クライアント端末数約750台に対して、資料の4ページ目に記載のある主として5つのサービスを実施いただくものでございます。1つ目はサービスデスク運用、2つ目はセキュリティー運用、3つ目はネットワーク運用支援、4つ目はサーバ運用支援、最後にシステム運用支援でございます。

今回の入札案件の最大の課題は、サービスの質の確保でございます。先般10月の事業評価にて、落札業者のサービスの質の確保という点において課題が認められ、本事業において、良好な実施結果を得られたと評価することは困難であるとの評価をいただいた点の改善でございます。

この評価を踏まえて、当基金にて原因を分析した結果、次期入札には、前回入札時と比較して工夫した点が、大きく区分して3点ございます。1つ目は、落札方式の変更でございます。2つ目は、入札仕様書の記載事項の修正でございます。3つ目は、基金の本件業務に対する取り組み方の変更でございます。

まず、1つ目である落札方式の変更について、ご説明いたします。資料の10ページ目になります。前回は最低価格落札方式を採用しておりましたが、次期入札は総合評価落札方式に変更することでございます。ご承知のとおり、総合評価落札方式とは、業務や製品の品質を高めつつ、低廉な価格で調達を行うための手段であり、質の確保という点で合致する手法であると考えております。

では、なぜ、これまで総合評価落札方式ではなく、最低価格落札方式を採用してきたかという点について、改めてご説明をさせていただきます。本業務の入札を開始したのは平成17年度からでございます。現事業者の入札を検討していた平成25年度においては、8年程度が経過しており、業務内容が固まってきたことから、むしろ、最低価格落札方式のほうが競争を促せるのではないかと判断したこと、及び、以前、別のシステム関連

の入札において、提案書かつプレゼンテーション方式を採用したことがありますが、提案書とプレゼンテーションは非常によかったにもかかわらず、業務の実態が伴わなかったという当時の苦い経験があったからです。しかし、今回、本事業における先般の評価内容を踏まえて、落札方式を変更するものでございます。また、総合評価落札方式の場合、前回の最低価格落札方式とは異なり、幾つか定めておくべき事項がございます。この点について、当基金にて検討を重ねた結果をこれからご説明いたしますが、委員の方々から、修正したほうがよい旨のご意見をいただいた場合には、再検討をしていきたいと考えております。

まず、総合評価落札方式における落札者の決定方法については、加算方式、除算方式、二段階選抜方式の3つの選択肢がございます。評価の割合が価格評価よりも高く、高品質な業務を提供する契約相手を選択できる可能性が最も高いと考えられる加算方式を採用したいと考えているところでございます。

次に、加算方式でご了解をいただいた場合の技術点と価格点の配分でございます。当基金としては、技術点3、価格点1の配分で設定したいと考えております。なお、技術点の割合を高くできる加算方式のリスクとしては、入札結果によっては、経費削減にはつながらない可能性もございます。この点も、委員の方々のご意見があれば、ぜひ伺いたいと思っております。

次に、技術点の評価方法についてご説明いたします。資料63ページ目の別紙1、J F E T運用管理支援業務、業務提案書をご覧ください。

評価項目はサービスカタログの内容にあわせて作成いたしました。なお、このサービスカタログについては、不要な業務を削除し、一部の項目を分割し、各項目の目的の明確化を図った結果、合計58項目から61項目になりました。評価については、46項目に集約し、項目ごとに配点をゼロ、中間点、最高点の3段階方式にしました。加えて、加算点項目については、難易度の高い項目の配点を高くし、2つのパターンといたしました。

次に、総合評価落札方式に伴い、入札スケジュールに、新たに入札説明会の実施及び意見聴取を含む業務提案書の審査を組み込みました。入札説明会においては、質の確保に重点を置くために、総合評価落札方式に変更したことを説明する予定でございます。

以上が大きく区分した1つ目の落札方式の変更でございます。

次に、2つ目の仕様書の変更についてご説明いたします。前回の仕様書と比較して、主として、これから申し上げる3点を修正いたしました。

1点目は、資料3 1 ページ目の実施体制でございます。実際には資料3 2 ページ目になりますが、新たに「事業責任者」という言葉を加えました。これはサービスの質を確保する上で必要なポジションであると判断していること及びほかのシステム保守業者の入札の際にも事業責任者を指名することにしていくことの2点が理由でございます。なお、前回の仕様書には事業責任者の記載はございませんでしたが、現状としては、事業責任者がバックアップ要員を兼ねていること及び工数を削減できるという観点から、今回の入札仕様書には、事業責任者はバックアップ要員を兼務することができるという記述にしております。

2点目は、資料3 7 ページ目の特記事項でございます。落札後の準備期間、すなわち引き継ぎ期間を追記しました。前回の仕様書は引き継ぎ期間開始日を明記していませんでしたので、今回は、いつから引き継ぎができるのかというところをきちんとわかるようにいたしました。

3点目は、同じく資料3 8 ページ目になりますけれども、準備完了報告書の提出について、新たに当基金がどのような内容を求めているのかがわかるように追記をいたしました。前回の仕様書は、準備完了報告書の内容を明記はしてありませんでした。

以上が大きく区分した2つ目の仕様書の記載事項の修正でございます。

次に、3つ目の基金の本件業務に対する取り組み方法の変更についてご説明いたします。これから申し上げる2点でございます。

1点目は、現業者に対して、引き継ぎ資料を用意した上で、丁寧かつ正確に引き継いでいただくよう、協力依頼を行うものでございます。

2点目としては、当課担当職員には、落札業者への対応時間数を増やし、円滑に引き継ぎが行えるよう、舵取りをすることといたします。

以上が大きく区分した3つ目の本件業務に対する取り組みの変更でございます。

前回の入札と比較して、今回はこのような工夫を施した上で、入札にて質が確保された業者を選定することを目指し、落札業者へのフォローを手厚くすることにより、サービスの質の確保を考えたいと思っている次第でございます。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項（案）について、ご質問、ご意見のある委員は、ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。はい。

○井熊副主査 いろいろ民間の創意工夫を求める総合評価にというご配慮はわかるんですけども、もう少し、その趣旨に従った内容の修正をしたほうがいいかなと。やっぱり、今回のこの事業の場合で一番の問題は、26年から30年までの落札額を踏襲するのであれば、1年間に払っているお金って千数百万円ですよ。その価格は安いということが最大限の制約なんです。それで、その中で常駐1人求めると、2人入れちゃうと、例えば1,500万だったら750万で、普通、民間企業って、お客さんからもらったお金で給料として払えるのは半分ですよ。派遣会社みたいなところでも7割ぐらいですから、その瞬間に、応札意欲がないと思います。ですから、やっぱり、そういうところの自由度を課すということが、まず1つの点ですね。

それからあともう1つは、総合評価ではあるんですけども、実態は、基礎点のある、なしをチェックした価格入札に近いんじゃないかなという感じがします。別紙1「業務提案書」で対応の可否についてマル・バツを選択する、もっともマルがなかったらだめなわけですけど、対応の記述があるというのは、対応が可能であるということの根拠を出したのに対して点数を与えるということで、民間事業者の創意工夫を引き出すのが総合評価のそもそもの趣旨なので、どこに創意工夫を発揮すればいいのかというのがわからないんですね。要するに、コミットしたのに対しては点数をあげますという総合評価になっているんですよ。ですので、やはり、少ないお金で、いいサービスを提供するところに、創意工夫を発揮した民間事業者に点数が行くような配点の仕組みにしていくべきではないかなと思います。

以上です。

○高橋課長 貴重なコメント、ありがとうございます。少し質問させていただいてもよろしいでしょうか。一番初めのコメントで、まず、価格のところですけども、現業者の落札金額を超えないことが、まず第一の条件という理解でよろしいですか。

○井熊副主査 いや、そうじゃないです。予定価格は、現状を踏襲するのであれば、これくらいになりますねという話をしたので、どこに予定価格を設定するか。

○高橋課長 わかりました。

あと、自由度をもう少し設けたほうがよいというコメントをいただきました。それと、創意工夫の発揮という点でございます。我々も、現業者の反省を踏まえて、実は、その前の業者さんも、なかなかうまくいきませんでした。もちろん我々も、長年の反省の蓄積を踏まえて、何をもって評価するのが、一番わかりやすく、かつ、改善につながるのかなと

いうところを検討した結果、基本となるのは、やはり業務提案書というか、サービスカタログで各項目ごとに評価をさせていただくことが、我々にとって一番分かりやすく、また、きちんと評価できると思い、今回の資料になりましたが、この評価方法とは別に、創意工夫がある場合にはおっしゃってくださいというアプローチができるような項目を入れたほうがよいという趣旨でよろしいでしょうか。

○井熊副主査 例えば、セキュリティーに対して、信頼性があるような提案をしているとか、あるいは、ヘルプデスク的な部分に対して、非常にサービス性が高い提案があるとか、そういうところにも配点をする。結局、これをきちんとやりますよと書いてあるのは、民間から仕様を出させて、それを民間にコミットさせているということなので、本来の総合評価の趣旨ではないんじゃないかなと思うんですけどね。

○高橋課長 ありがとうございます。我々が求めているのは、サービスカタログに定められていることを満遍なくやっていただきたい、そこが一番大きなところでございます。今、副主査からご指摘をいただきましたので、どういう工夫ができるのかなというのは、ちょっと考えてみなければいけないかなとは思っているところでございます。したがって、我々としては、まず、基本になるサービスカタログを満遍なく、ここはできて、ここはできないということになってしまうと、現在みたいに、我々の負担が増えて、残業も増えて、結局、コストもかかってしまいますので、まず1つの評価の指標としては、サービスカタログの内容をきちんとできているかどうかというものを踏まえた上で、もう1つ、応札業者さんに対して、何かしらの創意工夫の提案をしてください。それについても加点の対象にしましょうというような形でよろしいでしょうか。

○小尾専門委員 多分、ここで業務提案書と言われているものの書きぶりだと思うんですが、例えば、今ここに書かれていることを応札事業者さんが見たときに、何をすれば加点がとれるのかというのがわからないんですね。基本的に、総合評価を行う、技術点をつけるというのは、発注側が何を重視しているか、もともと、仕様書に書かれていることをやるということは当たり前の話であって、それに加えて、仕様書以上というか、さらにどういことを応札者側に求めるかということが、いわゆる技術点の評価の中に、相手方がきちんとわかる形で記載しなければいけないんですけれども、この業務提案書と言われているもの、サービスカタログに書かれているものは要件ですから、ここからは仕様を満たすかどうかということしか読み取れなくて、これでは、何をすれば加点になるんですかというのがわからない。

したがって、例えば、今回、2回、いろいろ問題が起きたということであれば、どういう問題が起きたのかをちゃんと分析をして、その問題を解決してほしい、起こらないようにしてほしいということが多分希望だと思うので、そのために相手方に何を望むのかというのを、きちんと明確に書いたほうがいいです。例えば、人がアサインできないとか、バックアップ体制がきちんととれていないということであれば、どういうバックアップ体制をとるかということや、それをきちんと提案書の中に含めてほしいとか、どんな体制でやるんですよということや、それをきちんと書いてもらう。何か起きたときには、誰がどういうふうにサポートするのかということや、例えば提案書の中に含めてもらうとか、そういうことを求めるという内容を技術評価の項目として、こういうところを評価しますよというのを書いていったほうがいいということですね。だから、そういうことを幾つか考えて、業務提案書という形じゃなくて、技術評価基準みたいな形で項目を立てて書いていく。そういう意味では、3対1じゃなくてもいいような気もするんですけども、自分たちの欲しいものを技術点として加えるような工夫をしてほしいなと思います。総合評価にしたいというのは、あまりちゃんと対応できない業者さんが入ってきちゃったということを反省されていると思うので、技術点が高ければ勝てるぐらいの技術点の比率でいいと思うんですよ。別に3対1というすごい技術点をたくさんつけなくてもいいとは思っているので、そこら辺をうまく工夫されながらやっていただけたほうがいいかなとは思っています。

○高橋課長 ありがとうございます。どちらかという、サービスカタログに書かれていることは、基本的には満遍なくやっていただきたいと。ちょっと極端ですけども、マルかバツかで、それ以外に、今、委員におっしゃっていただいたような、我々が真に求めているものをきちんと自由記述で書いていただく、そして、それを適切な評価点に反映させられれば、よりよい実施要項と仕様書になってくるのかなと思いました。今のご意見をいただいて、私も、なるほどと思ったところがございますけれども、いろいろ見てきて、なおかつ、前任の課長や担当者に、何度もヒアリングをしました。現業者に対しても、今回、なぜうまくいかなかったのか、そういうヒアリングもさせていただきました。現業者に限らず、その前の業者に対してもヒアリングをしました。私が今、一番イメージしているのは、やはり、大きく2つでございます。

1つ目は、引き継ぎ、それと準備が、いずれも最初でつまづいてしまっている。そこはやはり、きちんと改善していきたい。そのためには、応札業者さんのご協力も必要ですし、どういう体制で引き継ぎに臨むのかというところが1点目。

2点目は、先般の事業評価の際に申し上げていることでございますけれども、常駐要員として、コミュニケーションはとれるけれども、システムの知識が低かったり、システムの知識はすごいあるんだけど、コミュニケーションがいまいちで、なかなか意思疎通がとれなくて、常駐要員を交代させてきたという経緯もございますので、人員配置についても自由記述で提案していただこうかなと思っております。今、委員のコメントをいただいて、この2点が、私が今大きくイメージしたところでございます。

○井熊副主査 普通の民間企業でも、こういうシステム要員というのは抱えているんですけど、クライアント端末数が700台ぐらいで2人常駐させるようなことはしていないと思いますよ。やっぱり、コストが合わないです。もう1桁上の端末数に対しては常駐してあるかもしれませんが、やっぱり、この規模で常駐でやれといたら、質の高い人間は出せないわけですよ。そうすると、どうしても、おっしゃるような不満が出てきてしまう。であるとすれば、もう少し遠隔のサービスとかを利用して、遠隔ではあるかもしれないけれども、ちゃんとしたプロフェッショナルな対応をしていただける方が参加できるような体制にしたほうが、セキュリティーは高まると思うんですよね。ですから、この規模で2人常駐させる、そこで、その人間に質を求めるということ自体が、私どもは非現実的に見えます。

○高橋課長 ありがとうございます。ご指摘いただいた点は、2名ではなくて1名規模というようなイメージでしょうか。

○井熊副主査 1名とかゼロとかです。

○高橋課長 私、システム管理課に来て、今月末で丸2年になるんですけども、現業者2名でやっています。現業者はサービスカタログ58項目やっていますけれども、毎月、いろいろなインシデントという言い方をしているんですけども、大体200件から250件の案件をさばかなければいけない状況でございます。私が見ていて、これを1人でさばけるのかということになると、日々、接して、週に1回ミーティングをしていて、月1回、ちゃんと報告会もやっていますけれども、今の業務量で1名ということになると、かなりシステムが回らなくなってくるのではないかと思います。例えば、パソコンが故障したら、常駐要員がその部署に飛んでいっていろいろな作業をしますし、いろいろな要請事項が入ってくる中、1名で回せるかということ、私、非常に自信がないところで、逆に、全役職員から、パソコンがとまって、すぐに動かないけど、いつできるんだ。すいません、今日中にはできませんというようなことになってしまうと業務全体が回らなくなっ

てしまうので、私は、この2年間の経験をもって、2名というところはそのまま維持したいなと思っているところでございますけれども、いかがでしょうか。

○井熊副主査 専門の先生のご意見もあるかもしれないけど、今、事例として、パソコンの調子が悪くて、人が飛んできて直す、今、そんなことはやっていないんじゃないかと思っただんですけど。それをやっていたら、多分、幾ら人手があっても足りないと思いますよね。今、パソコンは、オンラインで全部サービスしているんだと思いますけど。

○高橋課長 パソコン修理というのは、人が行ってしまうので、空席になってしまうということで例に挙げさせてもらいましたが、職員の異動があればアクセス権の変更をしたり、ひっきりなしに、いろいろな業務が発生しています。国際交流基金の全体のシステムは、外から見ると、大分、おくられていると言われていています。それが原因で、いろいろ人手がかかっているのかなとも思います。国際交流基金の今のJ F - N E T全体のシステムの構成上だと、1人だと、システム周り、セキュリティーも含めて、とても対応は難しいなというところがございますので、先生方からこのようなご意見をいただいて、私としては1人で本当に業務が回るのだろうか、どうしようかなと、ちょっと悩んでしまったところがございます。

○大山専門委員 多分、この話をしても、らちが明かない。もともと、副主査が言ったとおりで、要は、望んでいるサービスに対して、量と質と両方ありますよね。その質を最低限確保した上で、量が多いのか、少ないのか。要は、2人いなきゃいけないのかどうかという話は決める必要はなくて、できますかという話で工夫をしてもらえればいいんですよ。この金額で2人といったら、どう見ても、それは質は下がるでしょう。ということは、業務をもう少し増やすか、全体でより大きな額の中でこれを吸収するか、あるいは今言ったように、この額でやるのならば、人数についても、常にいなきゃいけないじゃなくて、必要なときはこういう、でも、そのときにはどれくらいの時間内で交代をしてくださいというのをやっておけばいいと思う。それは提案してもらえればいいと思うんですよ。そこがまさしく加点だと思う。きっと、その工夫を引き出すことをやってあげればいいんじゃないのかな。だから、欲しいものの質を明確にすべき話で、そこですよ。あと、今までの事例では、量ですから、それについて、これぐらい起こっていますというのを、それは開示する話だと思うんですけど、何しろ、この金額でこのやり方だと、応札しないんじゃないかなと。今が幸せだと思ったほうがいいんじゃないかと思うぐらい、これは厳しいですよ。

○高橋課長 そうすると、仕様書には2名という書き方をしているんですけども、1名以上という書き方をして提案してもらうような感じでしょうか。

○大山専門委員 それで加点する方法もあるんですね。1人増えたら点数を増やしてあげるというやり方もあるし、そこは相手の工夫なんですよ。あとは、それこそ、何か起きたときにどれくらいの、だから、サービスレベルアグリーメントの話で、今まで起こっている例があれば、そのときにはこういう人数が必要で、こうなっていますというのをお見せすればいいわけですよ。それに対して対応してくださいと。できなかつたら、既にペナルティーをやっているわけですよ。この額でペナルティーをやられたら、それはちょっと大変なんじゃないかなと思いますけどね。

○高橋課長 はい、わかりました。ご意見ありがとうございます。いろいろ改善の余地があるなと思ったところがございますので、もう少し、応札業者から提案を引き出せ、そして、それを点数に反映できるような形で検討してみたいと思っております。

○石堂主査 ほか、いかがですか。

結局、現行業者が対応できないという大問題があり、しかも、それは価格だけでやった結果だと。したがって、総合評価にもっていこうということで、そこは仕組み的にわかるんですけど、私、システムは素人ですけども、このシステムそのものが、今までたくさん案件を見ている中で、何かすごく特殊で難しそうだという感じは、あまり受けませんよ。

○高橋課長 そうですね。

○石堂主査 ですから、今やっている業者がたまたまと言ったらちょっとあれですけども、対応できないということをもって、例えば、価格と技術点を3対1にするほど技術を重視しなきゃならない案件なのかというのは、ちょっと疑問に思うんですよ。また反面、技術もちゃんと評価しますよといえ、それだけの値段を払ってくれなければ、業者は入ってこないと思いますし、全体に動かしてくれないと、うまくいかないのではないかなという感じを受けます。それで、このサービスレベルも、全部を要件にして、これ、1つでもゼロだったらだめだと、どこかで引っかかって、みんなだめになっちゃうんじゃないかなみたいな気もしますしね。だから、今までの議論を聞いていても、最低これは守ってくださいよということで、そもそも守れない業者は入ってこないという中で考えて、なおかつ、発注側が希望するいい絵をどういうふう引き出すかということだと思っているので、申しわけないけれども、基本構図として総合評価するとか、引き継ぎ期間の拡張なんていうのもわ

かりやすいんですけども、全体的に見直していただいて、ここはこう直しましたというのを聞いてから判断するということになるのではないかなと思います。

○高橋課長 わかりました。委員の先生方が一番心配されているのは、現在の仕様書案だと応札業者がなかなか集まらないだろうというような懸念でございますよね。

○石堂主査 ええ。

○高橋課長 わかりました。心配していただき、ありがとうございます。先生方のコメントを踏まえて、どのような工夫ができるのか、至急考えてみたいと思っております。

○石堂主査 それでは、本実施要項（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局、何かございますか。

よろしいですか。

そうしますと、もう1回出してもらって再審議とまではいかないと思いますので、今回いただいた提案を、今日出た意見で、ここはこういうふうに直す、ここはこういうふうに直すというのを、事務局を通じて、我々に見せていただくということでやっていきたいと思っております。

したがって、国際交流基金さんにおかれましては、引き続きご検討いただいて、実施要項（案）について必要な修正を行い、それを事務局を通じて各委員が確認した後に意見募集を行うという方式を進めていただきたいと思います。

○高橋課長 わかりました。

○石堂主査 そんなことでございますね。

それでは、各委員におかれまして、さらなる質問なりご意見がある場合には、事務局にお寄せいただきたいと思います。

申しわけないんですけども、その辺で、またご検討を進めていただくということで、よろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

○高橋課長 どうもありがとうございました。

（国際交流基金退室）

— 了 —